

# 職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615 FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: [office@kyodai-union.gr.jp](mailto:office@kyodai-union.gr.jp)

## タテカン団交

(2020.2.7)

議論は噛み合わず平行線  
引き続き交渉

## 面積規制について

**組合** 組合の立看板は長年にわたり設置が慣行として認められ、単体では京都市の条例に適合していた。法令上、撤去される理由はなかった。にもかかわらず、話し合いや交渉なしに一方的に撤去された。これは不当・違法な措置。また、前回の森田理事の説明では、条例で1つの区画が出すことができる広告物の上限15㎡には「管理用の掲示」も含まれ、京都大学は管理用だけで合計15㎡を超えているため、それ以外はすべて違法となるとのことだった。しかし、組合が京都市に確認したところ、管理用はその15㎡には含まれず、別に30㎡まで出すことができると初めて説明された。また、管理用を除いた15㎡の内訳については、大学の問題であって、京都市が「全部撤去せよ」と指導したということはないとの回答だった。つまり、問題の15㎡は管理用でいっぱいだと森田理事の説明は事実と反し、使い道についても交渉の余地があったはずである。①法令上の根拠なく一方的に立看板が撤去され、②団体交渉で誤った事実を大学側が主張していることは、両方とも形式的には違法にあたる。

2018年5月13日に京都大学法人が撤去した職員組合の立看板(掲示ボード)の原状復帰を求め、職員組合は2月7日、団体交渉を実施しました。法人側は、11月1日に着任した平井明成理事が対応しました。

冒頭で平井理事は、「組合活動のために何らかの表示が必要なことは当然、理解」と述べていましたが、立看板の原状復帰は「市の条例違反」となるとの理由で認めず、条例違反にならない範囲で代替場所を提示するという従来の方針を繰り返しました。また、組合が指摘している、前回の森田理事の回答と京都市の説明との食い違いについては、昨年12月11日に京都市から回答を得て、食い違いはないと確認できたと述べてました。組合は、法人側の説明が一貫せず、「後出し」で論拠が追加されている点を指摘し、なぜそうした論拠を事前に開示して話し合いもせず一方的に撤去したのかを糺しましたが、議論は噛み合わないまま平行線となりました。

**理事** 管理用の掲示は面積規制(15㎡)に含まれないわけではない。あくまで「総体としての面積規制」の中に入る。ただし控除の規定があり、管理用であれば30㎡までは控除できるだけ。

**組合** いずれにせよ控除された結果、管理用は 15 m<sup>2</sup>とは別の扱いとなる。前回の森田理事の説明はその点に触れず、「管理用だけで 15 m<sup>2</sup>を超えているから」という点を組合の掲示物を掲示できない理由としていた。おかしいのではないか。

**理事** 立看板規程を作る際、大学法人が出している管理用・案内用の掲示ですでに現状として面積規制の上限に達しているという点が話の前提としてあった。だから管理用の控除の話はする必要がなかった。

**組合** 管理用だけで 30 m<sup>2</sup>を大きく超えていれば、その結論になるかもしれないが、管理用で外に出ているものだけでは 30 m<sup>2</sup>を超えていないのでは。合計何m<sup>2</sup>か調べたのか？

**理事** 最も規制が厳しい「第二種」の沿道（＝今出川通り）の規程が、上限 5 m<sup>2</sup>。管理用を除いて案内用だけで 5 m<sup>2</sup>を超えている。その時点で、すべての敷地についてアウトになる。

**組合** 「案内用」は管理用とは異なるのか？

**理事** 大学名や建物配置図。管理用とは区別される。

**組合** 根拠は？

**理事** 市条例の第 2 条に「管理用」「案内用」「自家用」の説明あり。

**組合** 条例では、案内用とは住居や事業所の「所在地」を案内するためのものと定義されている。大学構内の建物配置図には該当しないのでは？

**理事** 該当すると解釈している。

**組合** 前回の団交では、今出川通り（＝上限 5 m<sup>2</sup>）と東大路通り（＝上限 10 m<sup>2</sup>）の基準の違いについては、規制の緩い方が適用されると説明を受けた。今の回答とは齟齬がある。

**理事** 緩い方で決まるのは、総面積の話。それぞれの箇所で規制範囲内に収まっていなければアウト。5 m<sup>2</sup>や 15 m<sup>2</sup>といった話以前に、大学運営のために必要なものを出している現状がすでに違法として京都市から是正勧告を受ける状態だった。だから 2017 年 12 月に規程を作った。

**組合** そのような説明は前回受けていない。面積規制について話す「必要がなかった」ということは、15 m<sup>2</sup>の内訳について法人は組合と交渉する気がなかった、というのが法人の公式見解ということではないか。

**理事** 大学が出すもの以外を新たに出す余地はなかった、という意味では、たしかに交渉の余地はなかった。

**組合** なぜ管理用の掲示を最優先に考え、それ以外はすべて排除するのか。大きさや数を調節するなど、交渉の余地はあったはずである。

**理事** 掲示物は、大学運営のために必要な大きさと数を設置している。減らすと大学運営に支障をきたす。それが「努力義務の範囲内」として認められている。指導は京都市から文書で来ており、拘束力がある。

**組合** ならば、その文書を開示してほしい。

## 撤去の経緯について

**組合** なぜ撤去前に組合に説明がなかったのか？

**理事** すでに学内規則ができた後なので、その規則にもとづき撤去した。

**組合** 学内規則を作る段階で、組合側へ説明がなかった。面積規制など、初めて聞く話が団交で次々と出てくる。なぜ事前にその説明をしなかったのか？

**理事** そこが問題になるという認識がなかった。現状で他に看板を立てる余地はないと認識していたので、説明する余地もなかった。

**組合** 組合の側で看板の大きさを調整する可能性もあり、交渉の余地はあったはず。

**理事** 外向けの掲示に関しては、余地はなかった。組合活動の重要性は認識しているので、代替の掲示場所を提案した。

**組合** 団交で受けた説明が当時はなかった。情報不足。立看板規程を作る際にも組合との協議は行われていない。この規程の内容が組合活動に適用されるはずはないと当時は考えたし、今もそう考えている。

**理事** 全学の手続きを踏んで作られた規程を逸脱する事例は見逃せない。

**組合** この規程は学内における達示。組合に対しても示したか？

**理事** 文書では示していない。

**組合** この規程は公式ルートでは組合に届いておらず、そもそも規程内で組合のことは明示されていない。組合はさまざまな問題に関し、独自に京都大学法人と協定、協約を交わしてきた。立看板の問題でも、管理用を除いた 15 m<sup>2</sup>の使い道について、少なくとも交渉する権利があるはず。

**理事** 大学の管理運営を脅かしてまで他の活動を優先させることは大学の判断としてできない。

## 外向けに看板を出す意義

**理事** 他大学の事例を調べたが、組合が立看板を外向けに出している例が見つからなかった。なぜ京大の組合は看板を公衆に向かって出したいのか？

**組合** 他大学の実態がどうであれ、屋外広告物条例の上位法である屋外広告物法やその根本にある日本国憲法では、「表現の自由」が特別に保護されるべきものとして保障されている。

**理事** もちろん権利としては認めるが、実態として切迫した事情があるのか。あれこれ形式の話をするより、組合活動上、本当に困っている点を具体的に聴きたい。

**組合** 大学内で「こんなひどい不当労働行為が起きているのだ」と対外的に発信すれば、広く世論が喚起され、ひいては京都大学の構成員の意識の向

上につながる。また、総長選挙廃止問題や大学入試改革など、大学内外に大きな影響のある問題について組合は独自の情報発信をしてきたが、看板の撤去により発信力が損なわれ、大きなデメリットを被った。

**理事** 情報発信の必要性はよく分かった。市の景観を重視する施策の枠内にそれを収めていくのも可能だと考える。

## 規程の内容について

**組合** 立看板規程の内容からして、組合についての定めがどこにもない。立看板を出す主体として認められてすらいらない。当事者である組合に説明もなく、意見陳述の機会も与えられず、労使慣行が反故にされた。このような規程が労働法上、有効と言えるか疑問。

**理事** 規程の 11 条が適用され、部局管理の場所については部局長、本部の施設部が管理している場所については総務担当理事が許可を出す制度となっている。

**組合** その規程への疑問を投げかけている段階で、一方的に撤去された。もし交渉決裂後ならば、労働法の考え方としてはあり得る。しかし話し合いの途中で一方的に撤去するのは不当。

**理事** お願い後の撤去である。

**組合** 納得できないが、今後について。15 m<sup>2</sup>について「交渉の余地がない」と法人側が主張する根拠を文書で示してほしい。それすら示さずに「交渉の余地がない」というのなら、この時点で決裂ということになる。

**理事** 自力救済については、大学の信用を対外的に傷つける行為なので、やめてほしい。

**組合** 大学の信用を対外的に傷つけているのは、近くの保育園や市民による立て看を含めて撤去してきた法人当局ではないか。

この春、新たに着任されるみなさん

京都大学には職員組合があります

京都大学にようこそ。

**私** たちは、京都  
大学で働く仲

間でつくる、労働組合  
です。雇用や労働条件  
の維持向上をめざして  
日々活動しています。

**職** 員組合に加入  
して活動する  
と、部局や職種を超え  
た人脈が拡がり、仕事  
にも役立ちます。

**他** の国立大学、  
公務員、民間  
の労働組合とのつなが  
りもあるので、大学や  
働くものをめぐる様々  
な情報も多く得られま  
す。ぜひ、この機会に  
ご加入ください。



### 組合員のみなさんへ

新規採用、異動、転入などで新たに職場に着任された方へ、組合加入のお声かけをお願いします。職場に着任された方をお知らせいただければ、組合事務所から職員組合の案内資料一式を当該の方に直接お届けします。

京 都 大 学 職 員 組 合

組  
合  
費

半 額

キ  
ャ  
ン  
ペ  
ー  
ン

最大 15 カ月間 今がチャンス!

## 京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな

性別

生年月日

所属部局：

部署：

職種／職名：

(例：教員／准教授)

雇用形態：常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他（

組合費：給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望( )

E-mail：@

## あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365

<http://join.kyodai-union.gr.jp>

右のQRコードを用いて  
スマートフォンからの  
お申し込みもできます。



ご記入頂いた事項は「個人情報  
の保護に関する法律」を遵守  
し、組合活動情報のご提供、組  
合費徴収などの事務のために適  
切な取り扱いをいたします。

### 連絡先

京都大学職員組合 事務所

〒606-8317京都市左京区吉田本町

TEL：075-761-8916

FAX：075-751-8365

内線：7615(本部地区)

Email：[office@g.kyodai-union.gr.jp](mailto:office@g.kyodai-union.gr.jp)

URL：<http://www.kyodai-union.gr.jp>